

石川県公報

平成 28 年 3 月 25 日（金曜日）

号 外

（第 24 号）

目 次

規 則	
○介護保険法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（長寿社会課）	1
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（同）	1
○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害保健福祉課）	3
○石川県立保育専門学園附属保育所の入所等に関する規則の一部を改正する規則（少子化対策監室）	5
○石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則（同）	6
○石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則（産業政策課）	6

規 則

介護保険法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十三号

介護保険法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

- 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十一号）第七
条第一号
- 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十二号）第四
条第一項第一号

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十四号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第三号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「以下この条」を「第三項及び次条第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「（前項の規

定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第六項において同じ。」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同条中同項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十五条第一号中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

第二十九条から第三十二条まで 削除

第三十二条第一項第三号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「以下この条」を「第三項及び次条第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同条中同項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第三十四条第一号中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第二条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（平成二十七年石川県規則第四号）附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第三号中「の指定」を「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この号において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）の指定」に、「以下この号において同じ」を「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この号において「指定通所介護等」という）に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

（指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第三条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の見出しを「（指定通所介護事業所等に関する特例の要件）」に改め、同条第一号中「第百条第二項」を「。以下この号において「指定居宅サービス基準等条例」という。）第百条第一項」に、「の食堂」を「又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（次号において「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「機能訓練室」の下に「（指定居宅サービス基準等条例第百二条第一項又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を加え、「以下この条において同じ」を「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下この条において「指定通所介護等」という）に、「指定通所介護を受ける」を「指定通所介護等を受ける」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第三号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第十条の三第一号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第四条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「以下同じ。」であつて」を「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業

者等」という。)であつて」に、「以下同じ。)を提供」を「)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供」に改め、同条第二号中「以下同じ。)の食堂」を「)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂」に改め、「第百二条第二項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号)を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第二十一条第一号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第三十九条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第四十六条第一号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

2 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第四項中「指定通所介護事業者をいう。)」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この号において「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)」を加え、「以下この号において同じ)を「)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下この号において「指定通所介護等」という。)」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改める。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 十 五 号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一号及び第二号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定障害福祉サービス基準等条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準等条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」に改め、同条第四号中「及び指定障害福祉サービス基準等条例」を「並びに指定障害福祉サービス基準等条例」に、「通いサービス又は」を「通いサービス、指定障害福祉サービス基準等条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準等条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」に改める。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第二十一条第一号中「登録者をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「この条及び第二十七条において同じ。」を「同じ。」、条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス」に改め、「この条において」を削り、同条第二号中「通いサービス又は」を「通いサービス、条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」に改め、同条第三号中「いう。」の下に「第三十九条の二及び第四十六条の二において同じ。」を加え、同条第四号中「及び条例」を「並びに条例」に、「通いサービス又は」を「通いサービス、条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」に改める。

第二十七条第一号中「通いサービス又は」を「通いサービス、条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件)

第三十九条の二 条例第百五十条の二の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人)以下とすること。
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第百六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十一条において準用する指定通所支援基準等条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件)

第四十六条の二 条例第百六十条の二の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人)以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第百五十条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準等条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十一条において準用する指定通所支援基準等条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十二条又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 条例第六十条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県立保育専門学園附属保育所の入所等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十六号

石川県立保育専門学園附属保育所の入所等に関する規則の一部を改正する規則

石川県立保育専門学園附属保育所の入所等に関する規則(平成二十七年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園の入園等に関する規則

第一条中「石川県立保育専門学園附属保育所(以下「保育所」を「石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」に、「入所及び退所」を「入園及び退園」に改める。

第二条の見出し中「入所」を「入園」に改め、同条第一項中「児童を保育所へ入所させよう」を「子どもを幼保連携型認定こども園へ入園させよう」に、「入所申込書」を「入園申込書」に改め、同条第二項中「保育所」を「幼保連携型認定こども園」に、「入所」を「入園」に、「退所」を「退園」に改め、同条第三項中「児童を保育所から退所させよう」を「園児を幼保連携型認定こども園から退園させよう」に、「退所届」を「退園届」に改める。

別記様式第一号中「入所申込書」を「入園申込書」に、「石川県立保育専門学園附属保育所へ入所させたい」を「石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園へ入園させたい」に、「入所日」を「入園日」に、「入所する児童」を「入園する子ども」に、「入所理由」を「入園理由」に、「保育の」を「教育・保育の」に改める。

別記様式第二号中「石川県立保育専門学園附属保育所入所(退所)決定通知書」を「石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園入園(退園)決定通知書」に、「入所(退所)に」を「入園(退園)に」に、「入所(退所)日」を「入園(退園)日」に、「入所(退所)する児童」を「入園する子ども(退園する園児)」に、「入所(退所)理由」

を「入園(退園)理由」に、「保育の」を「教育・保育の」に改める。

別記様式第三号中「退所届」を「退園届」に、「石川県立保育専門学園附属保育所を退所させたい」を「石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園を退園させたい」に、「退所日」を「退園日」に、「退所する児童」を「退園する園児」に、「退所理由」を「退園理由」に改め、同様式備考中「退所理由欄」を「退園理由欄」に改める。

別記様式第四号中「石川県立保育専門学園附属保育所」を「石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園」に改める。

別記様式第五号中「児童名」を「園児名」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十七号

石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第六十二号)第二十七条第一項の規定により石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園に関する事務について石川県教育委員会の意見を聴く事項は、次のとおりとする。

- 一 教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- 二 その他教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして知事が認めるもの。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十八号

石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(石川トライアルセンター条例施行規則の一部改正)

第一条 石川トライアルセンター条例施行規則(平成二年石川県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表九の項中「粘土解析装置」を「粘性解析装置」に改め、同表中十の項を削り、十一の項を十の項とし、十二の項を十一の項とし、十三の項を十二の項とし、十四の項を削り、十五の項を十三の項とし、十六の項を十四の項とし、十七の項を削り、十八の項を十五の項とし、十九の項から四十の項までを三項ずつ繰り上げ、四十一の項を削り、四十二の項を三十八の項とし、四十三の項から四十六の項までを四項ずつ繰り上げ、四十七の項を削り、四十八の項を四十三の項とし、四十九の項を四十四の項とし、五十の項を四十五の項とし、五十一の項を削り、五十二の項を四十六の項とし、五十三の項から六十二の項までを六項ずつ繰り上げる。

(石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部改正)

第二条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の表②の項中「ヒックス繰応力測定」を「ヒックス繰応力試験」に改め、同表⑤の項中

硬さ試験	1 測定	960円
------	------	------

を

硬さ試験	ビッカーズ硬さ、ブリネル硬さ、 ロックウェル硬さ	1 測定	960円
	マイクロビッカーズ硬さ	1 測定	1,610円
	超微小硬さ	1 測定	1,960円

に改め、同表⑧の項中

4 時間未満のもの
4 時間以上50時間未満のもの
50時間以上100時間未満のもの
100時間以上200時間未満のもの
200時間以上500時間未満のもの

を

4 時間以下のもの
4 時間を超え50時間以下のもの
50時間を超え100時間以下のもの
100時間を超え200時間以下のもの
200時間を超え500時間以下のもの

に改める。

別表3の表①の項中「高周波誘導溶炉」を「高周波誘導溶解炉」とし、「630円」を「1,710円」とし

三次元測定機	1 時間	7,660円
高精度形状測定機	1 時間	2,540円

を

三次元測定機	1 時間	7,660円
--------	------	--------

とし、「ビッカース硬度計」の次に

「ブリネル硬度計」を加え、同項に次のように加える。

マイクロビッカース硬さ試験機	1 時間	1,380円
----------------	------	--------

別表3の表②の項中

ガウスメーター	1 時間	670円
高効率システム電源	1 時間	1,460円
落下衝撃試験システム	1 時間	3,840円
電源高調波・フリッカー測定装置	1 時間	1,380円

を

ガウスメーター	1 時間	670円
落下衝撃試験システム	1 時間	3,840円

に改め、同項に次のように加える。

電源変動・高調波測定装置	1 時間	1,460円
--------------	------	--------

別表3の表③の項中「940円」を「4,660円」に改め、同表④の項中

成形機	1 時間	690円
製版印刷機	1 時間	590円

を

成形機	1 時間	690円
-----	------	------

とし

凍結真空乾燥機	1 時間	680円
立体モデル造形システム（熱溶解方式）	1 時間	920円

を

凍結真空乾燥機	1 時間	680円
---------	------	------

に改め、同項に次のように加える。

電気化学装置	1 時間	1,200円
--------	------	--------

(いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部改正)

第三条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則（平成二十三年石川県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

二十九 恒温槽付き疲労強度試験機	一、三七〇円
三十 疲労強度試験機	八六〇円
三十一 液体クロマトグラフ質量分析計	三、四五〇円
三十二 蛍光マイクロプレートリーダー	一、五五〇円

附 則

この規則是、平成二十八年四月一日から施行する。